



資源供給先としての中南米とブラジルのエタノール

経済調査部 上席研究員 松井 謙一郎

近年、資源の供給先としての中南米が注目を浴びている。日本にとって銀、銅、鉛等の鉱物資源は中南米からの輸入依存度が高いが、2004年に小泉首相訪が8年ぶりに中南米を公式訪問した際に、資源の分野におけるパートナーシップの構築を日本と中南米の間の重要な課題の一つとして位置づけた。一方で、高い経済成長を維持する中国が、ブラジルの鉄鉱石・ベネズエラの石油・チリの銅等、中南米地域においても近年資源確保の動きを急速に強めている。

更に、注目すべきであるのは、本年の4月以降、アンデス諸国を中心に顕著になった資源国有化の動きである。具体的には本年の4月にベネズエラの大統領が石油産業の国有化推進を強化する旨発表したのに続いて、5月上旬、ボリビアの大統領が資源(天然ガス・石油)の国有化を表明、5月中旬にはエクアドル政府が資源国有化の意図は否定したものの、米系の石油大手との開発契約破棄を発表した。更に6月に予定のペルーの大統領選挙の有力候補者(左派のウマラ候補、最終的には敗北)が、選出後の公約として資源の国有化を表明するといった形で連鎖反動的に動きが広まった。

このように、中南米地域の資源を取り巻く環境は、左派の台頭・資源ナショナリズムの高まり、中国の急激な資源確保の動き等で大きく変わっている。全体的には不安定要因が強まっていると言えるが、マイナス面ばかりではなくプラス面もある。その代表例が将来的な代替エネルギーとしての活用が最近非常に注目されているブラジルのエタノールである。

エタノールはエチルアルコールのことであるが、サトウキビなど植物を原料とするものは特にバイオエタノールと呼ばれる。地球温暖化を防止するためのルールとして京都議定書のルール上では、バイオエタノールを燃料として使用してもサトウキビの栽培時に二酸化炭素を吸収しているため、二酸化炭素の排出量はゼロと見なされる。最近の原油価格の高止まりの状況の中で、燃料としてのバイオエタノールが注目されるようになっている。

ブラジルにおいては、1970年代前半頃から世界的な石油ショックを背景に石油代替燃料の研究が本格的に始まった。その結果サトウキビから抽出されたエタノールがガソリンに代わる燃料として選ばれ、エタノールの使用・工業用エタノールの増産を目指した国家アルコール計画が1975年に策定されて、それ以降本格的に開発・普及の取組が行われてきた。

2003年に就任した現在のルーラ政権の下で、エタノールはますます重要な位置付けを占めるようになってきている。国内的に見れば、エタノール生産の増加は労働者から

の支持が高いルーラ政権にとって余剰労働の雇用対策となり重要な意味を持つ。対外的には輸出品目として今後の伸びが期待できる品目という事に留まらず、インドのように今後サトウキビの生産が多いがエタノール増産を図りたい国に対して技術供与の形で戦略的な手段として活用する事もできる。

日本でも、エタノールとガソリンの混合燃料の利用を促すため政府が総合的な対策の検討を始めている。具体的には(1)対応車の普及へ向けての技術指針の策定、(2)混合燃料のエタノール部分についての税控除、(3)沖縄でのサトウキビ増産への財政支援、(4)大都市圏での混合燃料の供給網の整備等である。

ブラジルのエタノールは一朝一夕に同国にとっての戦略的な産業になった訳ではなく、石油ショック時の教訓とその後の30年以上に渡る長い取組みの歴史があり、これを十分理解する必要がある。今後エタノールの普及への取組を始める日本にとっても、ブラジルの経験から学ぶ所は数多くあろう。

(参考資料) 在日本ブラジル大使館の HP(<http://www.brasemb.or.jp/index.html> より「ブラジル」→「工業の発展」の順番に項目をクリック)

NHK 「21世紀の潮流ラテンアメリカの挑戦第2回格差からの脱出ーブラジル・チリー」(2006年8月4日放送 <http://www.nhk.or.jp/special/onair/060804.html>)

手塚眞 「米国及びブラジルにおける燃料エタノールの経済と政策」(農林水産省国際政策課 主要国の食料政策等に係る平成17年度調査報告のサイト [<http://www.maff.go.jp/kaigai/shokuryo/17index.htm>]中の米州地域食料農業情報調査分析検討事業報告書[http://www.maff.go.jp/kaigai/shokuryo/17/america_04.pdf])

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2006 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>